



### 3 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 4 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ① 設置の目的

管理職、学校配置スクールカウンセラー（都費スクールカウンセラー）、生活指導主任等を中心とした当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を置く。学校におけるいじめの未然防止、早期発見および事案対処に関する措置を実効的に行うための中核的組織である。

##### ② 所掌事項

- 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- いじめ防止等に関する教員研修（年3回）や授業（年3回）、1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査等の分析
- 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
- いじめの解消に向けた対応方針の協議
- 児童等、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- 議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管（5年保存）・引継ぎ
- 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

##### ③ 会議

「学校いじめ対策委員会」は常設の組織とし、定期的（毎月1回）に開催するほか、いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催するものとする。また、実情に応じた人選により組織を構成する。

##### ④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年団主任、養護教諭、スクールカウンセラー 等

\*事案に応じて、学級担任、福祉・心理の専門家等が入る。

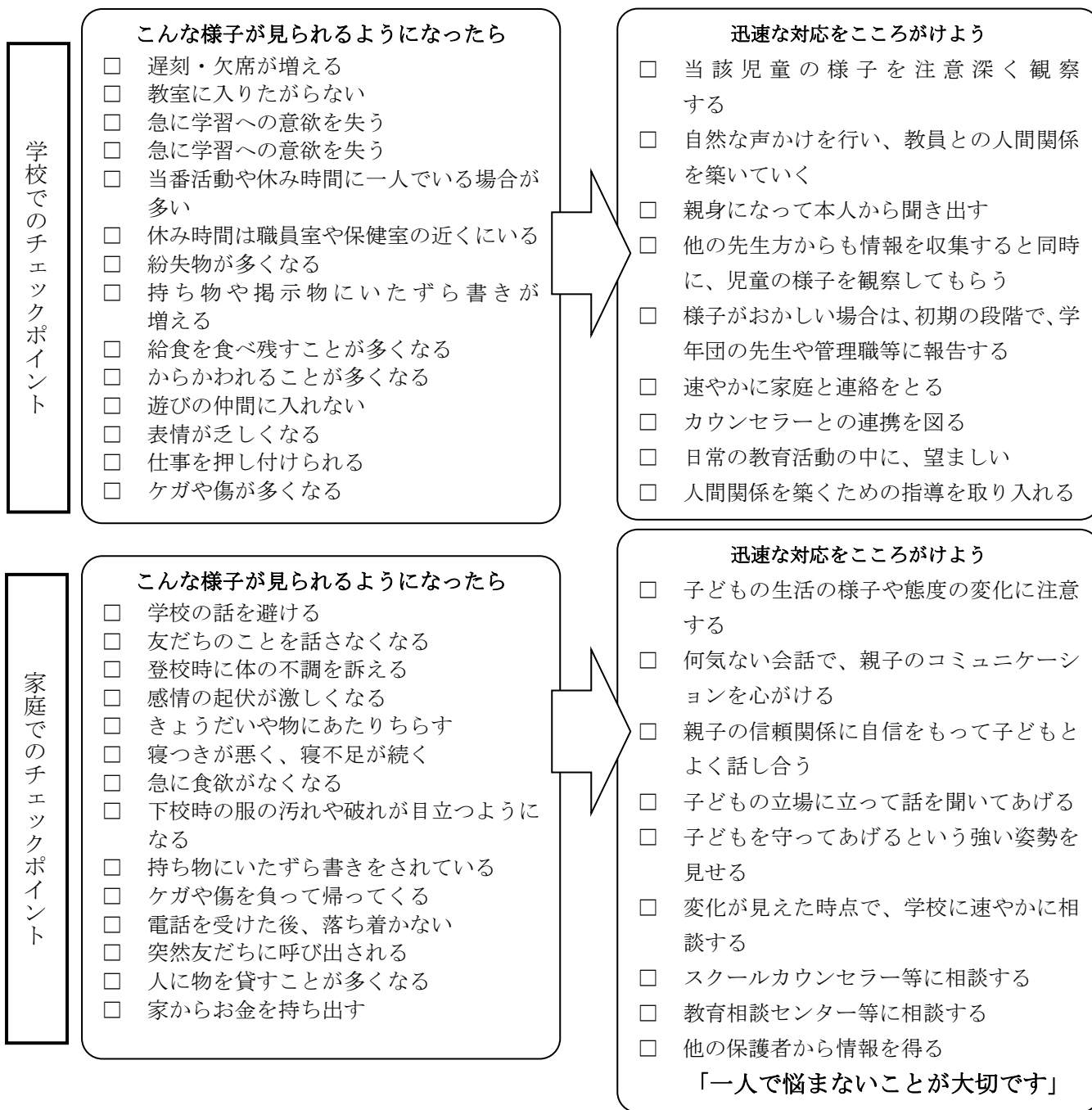
## 5 段階に応じた具体的な取組

※緊急の場合には、状況に応じて対応するため、本フローどおりに行わないこともある。

	取組項目	具体的対応策
(1) 未然防止のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎いじめのない学校づくりのための体制づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生時の組織的対応マニュアルの作成</li> <li>・いじめ防止のための年間指導計画の作成</li> </ul> </li> <li>◎思いやりや共感する心の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識の醸成(学校全体)</li> </ul> </li> <li>◎日頃の児童の観察と情報交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの早期発見、早期対応</li> </ul> </li> <li>◎校内研修の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人権感覚の向上</li> </ul> </li> <li>◎教育相談の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭、スクールカウンセラーとの連携強化</li> <li>・特別支援校内委員会における情報交換</li> </ul> </li> <li>◎学校、学級経営の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級のルールづくり</li> <li>・前向き行動支援</li> </ul> </li> <li>◎児童による主体的活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールづくり</li> </ul> </li> <li>◎学校と保護者・地域住民ならびに保護者同士の緊密な連携・協力の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎学校いじめ対策委員会の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職</li> <li>・生活指導主任</li> <li>・学年団主任</li> <li>・養護教諭</li> <li>・スクールカウンセラー 等</li> </ul> </li> <li>◎たてわり班での多様な活動(ボランティア等)、特別支援学級、保育園との日常的交流活動</li> <li>◎市民科学習の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止等に関する授業」(いじめ予防プログラム)の実施(年3回以上)</li> <li>・いじめ防止プログラム、人間関係づくりプログラム、生命尊重の教育の実施</li> </ul> </li> <li>◎生活指導夕会(毎週木曜日)での情報交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ささいな変化の報告</li> <li>・報告書のファイリング</li> </ul> </li> <li>◎カウンセリングマインドの習得、事例研究               <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮の必要な児童への理解</li> </ul> </li> <li>◎子ども面談週間(年間2回)、保護者面談週間の実施、外部相談機関の紹介</li> <li>◎学校風土調査の実施(年2回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが起きにくい学校風土の醸成</li> <li>学校風土の見える化</li> <li>学校の教育活動および教師の支援についての振り返りと改善。</li> <li>・教職員を含めた児童等に関わる大人のよい行動モデル</li> </ul> </li> <li>◎児童代表委員会によるいじめ防止運動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・たてわり班活動の充実</li> </ul> </li> <li>◎いじめの未然防止対策の周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会や家庭訪問、学校だより、学校ホームページ等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。</li> </ul> </li> </ul>
(2) 早期発見のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎実態把握               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1台端末を活用した各種調査</li> <li>・「学校でのチェックポイント」の活用</li> </ul> </li> <li>◎相談体制の周知と整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼関係の構築</li> </ul> </li> <li>◎家庭、地域との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題の提議、学校の対策方針の提示</li> <li>・「家庭でのチェックポイント」の活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各種調査、個人面接、行動観察               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1台端末を活用した毎日の健康観察(ダイケン)や毎月のいじめ実態調査(いじめDアンケート)「NiCoLi」(年3回)の活用</li> <li>・休み時間や放課後での児童との遊びや活動を通じた児童との心の交流</li> <li>・スクールカウンセラーによる全員面談の計画</li> </ul> </li> <li>◎相談窓口の周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室や相談室等、校内の相談窓口の周知</li> <li>・児童等が直接相談できる窓口の周知</li> <li>1人1台端末を活用したいじめ相談フォームアプリ、区長部局におけるいじめ相談対策室 等</li> </ul> </li> <li>◎保護者・地域への取組の紹介と協力要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会</li> <li>・学校だより</li> <li>・ホームページ</li> <li>・市民科授業地区公開講座</li> <li>・警察等の関係諸機関との連携</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>(3)</b> 早期対応のための取組</p>	<p>◎学校体制での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職のリーダーシップに基づく組織的対応</li> <li>・役割分担と責任の明確化</li> <li>・全教職員への情報提供と共通理解</li> </ul> <p>◎いじめを受けた児童の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全の確保</li> <li>・事実関係の確認、継続的な状況確認</li> <li>・親身な指導、悩みを受け止めて支える。</li> <li>・いじめ解消の約束</li> <li>・指導の記録(個人情報・人権への配慮)</li> </ul> <p>◎いじめを行った児童の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係の確認、継続的な指導</li> <li>・いじめは許さないという毅然とした指導</li> <li>・指導の記録(個人情報・人権への配慮)</li> </ul> <p>◎当該保護者(加害・被害)との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導経過の報告、家庭での様子の確認</li> </ul> <p>◎いじめを受けた児童を守るための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員の共通理解</li> <li>・全教職員の解決に向けた支援</li> </ul> <p>◎学級・学年全体への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの指導(原因・学級環境・改善策の協議)</li> <li>・豊かな人間関係を育むための指導</li> </ul> <p>◎家庭・地域との課題の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育への協力依頼、地域への協力依頼</li> </ul>	<p>◎学校いじめ対策委員会の開催(月1回・随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、児童等への聞き取りやアンケート調査からいじめの有無の事実確認。</li> <li>・いじめの定義に基づくいじめの認知</li> <li>・具体的な対応のあり方協議後、校長が決定。</li> </ul> <p>◎緊急校内サポートチームの結成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針の検討、保護者対応</li> <li>・教育委員会への報告</li> <li>・教育相談等関係機関への情報提供</li> </ul> <p>◎専門的指導の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭、スクールカウンセラー、学校医との連携</li> <li>・メンタルヘルスケアへの配慮</li> <li>・自信や存在感をもたせる活動の場の提供</li> </ul> <p>◎家庭と連携した指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の思い、自己の行為を考えさせる指導</li> <li>・いじめに至った加害児童の原因の背景の確認</li> <li>・立ち直りの支援</li> </ul> <p>◎明確な指導方針、対応策の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問や電話による報告</li> </ul> <p>◎サポートチームで対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内巡視 必要に応じた登下校の送り迎え</li> <li>・状況確認(個人相談ノート、学級での聞き取り)</li> <li>・緊急避難としての欠席(学習補償の配慮)</li> <li>・座席替え、班替え 友だちづくりの支援</li> </ul> <p>◎緊急のいじめ防止プログラム、人間関係プログラムの実施、生命尊重教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレインストーミング ・ロールプレイ</li> </ul> <p>◎いじめ問題の取組を保護者・地域に発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも授業参観の実施、意見交換会の実施</li> </ul>
<p><b>(4)</b> 終息後の対応</p>	<p>◎卒業時までの継続指導</p> <p>◎充実した学校生活への環境改善</p> <p>◎地域・家庭との連携</p> <p>◎いじめに関する学校評価</p>	<p>◎教育相談の継続、実態調査の実施</p> <p>◎魅力ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級指導の見直し ・授業改善</li> </ul> <p>◎地域ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのあいさつ運動、地域行事への参加</li> </ul> <p>◎職員、児童、保護者、校区教育協働委員による評価</p>

※「いじめ」のサインを見逃さない



- 【 いじめる側の子どもたちの行動傾向にも注意をしよう 】
- ◇ 教室や廊下・階段で、仲間同士で集まってヒソヒソ話をしている
  - ◇ まじめな子を冷やかしたり、仲間だけに分かるようなサインや隠語を使ったりする
  - ◇ 特定な児童の失敗や規則違反に敏感に反応する（やじを入れたり、非難したりする）
  - ◇ 遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在になりたがる
  - ◇ 感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる

## (5) 重大事態への対処

### ① いじめを受けた児童の安全確保・不安解消のための支援

#### ア 学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

- ・いじめを受けた児童が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・校長のリーダーシップの下、区教育委員会の指導・助言を受け、いじめを受けた児童の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。
- ・学校の指導により、いじめを行った児童によるいじめの行為が行われなくなっても、いじめを受けた児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

#### イ 保護者への説明

- ・いじめを受けた児童の保護者に対して、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。また、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- ・いじめを行った児童およびいじめを行った疑いのある関係児童の保護者に対しても、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。
- ・調査結果とともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

#### ウ 外部人材や関係機関との連携

- ・いじめを受けた児童が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- ・財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または区教育委員会といじめを行った児童およびその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。
- ・精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

### ② いじめを行った児童に対する指導及び支援

#### ア 教職員の毅然とした指導

- ・複数の教職員で適切に役割を分担し、いじめを行った児童の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・いじめを行った児童が自身の行為の誤りや過ちを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校のすべての児童が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。

## イ 保護者への説明、協力関係の構築

- ・いじめを行った児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。
- ・いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定される場合には、校長は区教育委員会の指導・助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。
- ・いじめに関わる児童の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め対応する。

## ウ 教職員、スクールカウンセラーによる支援

- ・いじめを行った児童の行為の背景には、いじめを行った児童が過去に深刻ないじめ等を受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、いじめを行った児童が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。

## エ 別室での学習の実施

- ・いじめを行った児童に繰り返し指導したにも関わらず、いじめの行為を続けるなど、いじめを受けた児童が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が学習する教室以外の教室等で学習させる。

## オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・いじめを行った児童等の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。
- ・学校で指導を行っているにもかかわらず、いじめを行った児童等の行為に改善が見られない場合等、いじめを受けた児童等に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。
- ・その他、いじめを行った児童等の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。

## カ 懲戒による指導、出席停止による他の児童等の安全確保

- ・いじめを行った児童等への指導を継続的に行っているにもかかわらず、いじめを受けた児童等や周辺児童等の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。
- ・区教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返す場合は、いじめを行った児童等の保護者に対して出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童等や周囲の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。
- ・措置を講ずる場合には、いじめを受けた児童等の学習環境の確保といじめを行った児童等の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する。特に、いじめを行った児童等の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童等の実態を考慮して適切に指導・支援を行う。

### ③ 周囲の児童に対する指導・支援

- ア 周囲にいた周辺児童についても、学校生活が充実したものになるよう、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童と同様に継続した支援を行う。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられる。
- イ 児童の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していく。

## 6 教職員研修計画

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題への理解と対応にかかわる校内研修会（年3回以上）  
（区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修など）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断（毎月）

## 7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会および校区教育協働委員会等において、いじめの定義やいじめ防止に向けた取組、いじめがあった際の対処など「学校いじめ防止基本方針」の内容について説明するとともに、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解を図る。
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

## 8 地域および関係機関や団体等との連携の推進の方策

- (1) 地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進する。
- (2) いじめ問題の対処に十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携して対処する。また、平素から関係機関との情報共有体制を構築し、児童や保護者に関係機関を適切に周知しておく。

## 9 学校評価および基本方針改善のための計画

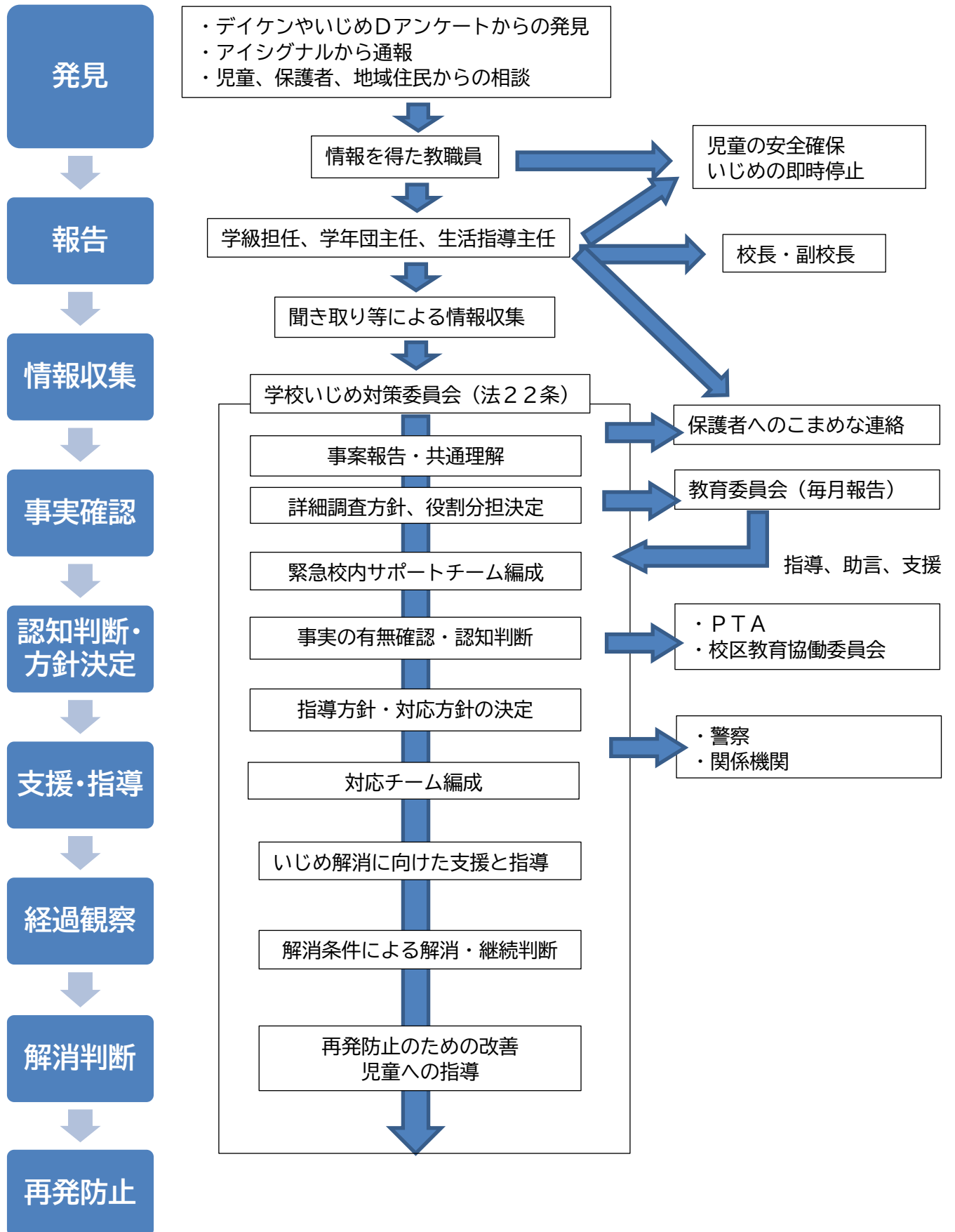
いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、学校評価の内容を受け、学校いじめ対策委員会、生活指導部会で「学校いじめ防止基本方針」の見直し等を行う。

- (1) いじめ未然防止のための取組に関すること
- (2) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (3) いじめの早期対応・早期解決のための取組に関すること
- (4) いじめの再発を防止するための取組に関すること

# 10 その他

## (1) いじめ発見から対応までの流れ

※緊急の場合には、状況に応じて対応するため、本フローどおりに行わないこともある。



## (2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>いじめ防止研修【4月7日】(いじめの定義、基本方針の理解)</li> <li>所在確認の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリプルチェンジの授業実施計画の立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施【4月20日より】</li> <li>いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式【4月6日】、保護者会【4月20日】で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明</li> <li>校区教育協働委員会へ報告</li> <li>地域訪問</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>品川教育の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども面談週間</li> <li>たてわり班遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> <li>SCによる5年生全員面談</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>ふれあい月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリプルチェンジ授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> <li>NiCoLi</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティ教室</li> <li>学校公開</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権・いじめ防止のポスター募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>学校風土調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止研修【8月31日】(学校風土調査結果の報告と今後の取り組み)</li> </ul>			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>所在確認の日</li> <li>品川教育の日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリプルチェンジ授業の実施</li> <li>たてわり班でのあいさつ運動・清掃開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> <li>NiCoLi</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>市民科授業地区公開講座</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>ふれあい月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンキューくすのっきの取り組み</li> <li>人権週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3組個人面談</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども面談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>学校風土調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>所在確認の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリプルチェンジ授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> <li>NiCoLi</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>いじめ防止研修【2月17日】</li> <li>品川教育の日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケート</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会開催</li> <li>取り組みの振り返りと基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「SOS の出し方」授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会</li> </ul>

# いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー

## いじめの発生および訴え

報告・連絡・相談

### 学校いじめ対策委員会の開催

(校長、副校長、生活指導主任、各学年団主任、養護教諭、SCなど)  
いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの認知の判断と対応の協議

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童等であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

いじめの定義の 4要件に相当

## いじめの認知

児童等への早期支援および  
解消に向けての関係機関と  
連携した組織的な対応

区教育委員会  
いじめ発生報告受理

### 重大事態の判断（学校および教育委員会）

#### 1号案件重大事態

- ① 自殺を企図した。
- ② 身体に重大な障害を負った。
- ③ 金品等に重大な被害を被った。
- ④ 精神性の疾患を発症した。
- ⑤ 上記①～④の疑いがある。

#### 2号案件重大事態

- ⑥ 30日以上欠席が続いている。
- ⑦ 一定期間の連続した欠席が続いている。
- ⑧ 学校への復帰が困難で転学の意向を示している。
- ⑨ 上記⑥～⑧の疑いがある。  
\*別室登校やマイスクール、フリースクールで出席扱いとはなっている場合など。

または

①～⑨いずれかに当てはまる場合

## 重大事態の認定・区への報告 \*対応フローへ

疑いなし

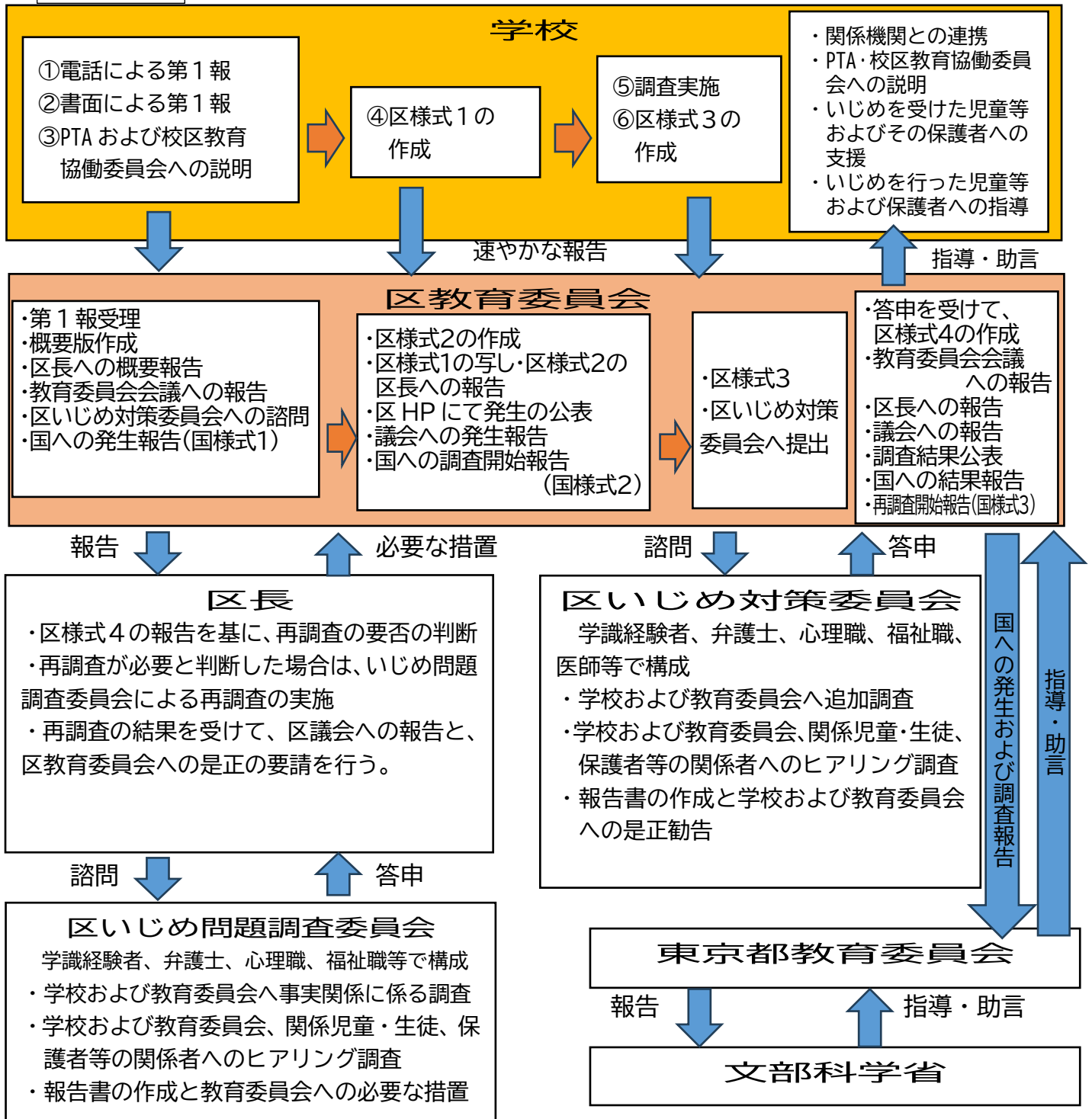
児童等および保護者から申立てがあり、  
上記の例に類する重大な被害が生じている疑いがある。

疑いあり

①～⑨に当てはまらない

※学校が判断に迷う場合には、区教育委員会へ早期に相談し、判断すること。

# いじめ重大事態の対応フロー



**【区様式提出チェックリスト】**

- 「(第1報) いじめの重大事態の発生について」(学校作成)と概要版(区教委作成)
- 区様式1「いじめの重大事態の発生について」(学校作成)(速やかに区教委へ提出)
- 区様式2「いじめの重大事態の発生について」(区教委作成)(様式1の写しとともに区長提出)
- 区様式3「いじめの重大事態の調査結果について」(学校作成)(様式1提出より14日以内に区教委へ提出)
- 区様式4「いじめの重大事態の調査結果について」(区教委作成)(区いじめ対策委員会答申を受けて作成し、区長へ提出)

**【国様式提出チェックリスト】**

- 国様式1「いじめの重大事態の発生報告について」(区教委作成)(第1報を区長へ報告すると同時に作成し、都教委へ提出)
- 国様式2「いじめの重大事態の調査開始報告について」(区教委作成)(区いじめ対策委員会に諮問すると同時に作成し、都教委へ提出)
- 「いじめの重大事態の調査結果(答申)」(区いじめ対策委員会作成)(区いじめ対策委員会答申を受けて、都教委へ提出)
- 国様式3「いじめ重大事態の再調査の開始に関する報告について」(区教委作成)(区いじめ問題調査委員会答申を受けて、都教委へ提出)